

議案第二百二十七号

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和五年十一月二十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年港区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「九〇二、六〇〇円」を「九一一、四〇〇円」に、「七八〇、二〇〇円」を「七八七、八〇〇円」に、「六四九、八〇〇円」を「六五六、二〇〇円」に、「六二二、七〇〇円」を「六二八、八〇〇円」に、「六一〇、七〇〇円」を「六一六、七〇〇円」に改める。

第八条第二項中「百分の百九十五」を「百分の二百五」に改める。

第二条 港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の二百五」を「百分の二百」に改める。

## 付 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第一条の規定及び次項から付則第五項までの規定は公布の日から、第二条の規定は令和六年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定（第八条第二項の改正規定を除く。）による改正後の港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和五年五月一日から適用する。
- 3 第一条の規定（第八条第二項の改正規定に限る。）による改正後の港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和五年十二月一日から適用する。  
（議員報酬等の内払）
- 4 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支払われた議員報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による議員報酬及び期末手当の内払とみなす。  
（令和五年十二月に支給する期末手当に関する特例）
- 5 第一条の規定による改正後の港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第八条第二項の規定にかかわらず、令和五年六月一日以前三月以内の在職期間が三月に満たない者に係る同年十二月に支給する期末手当の額は、同月一日現在（同条第一項後段に規定する者

にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）においてその者に支給すべき同条例第二条に定める議員報酬月額に百分の百四十五を乗じて得た額（以下「基準額」という。）に百分の二百を乗じて得た額と、基準額に百分の五を乗じて得た額に同年六月一日以前三月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とを合計した額とする。

在 職 期 間	割 合
一月十五日以上三月未満	百分の六十
一月十五日未満	百分の三十

（説明）

港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区議会議員の議員報酬の額等を改定するため、本案を提出いたします。